

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇告

示

目 次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
計量器の定期検査の実施
定期種畜検査の実施
保安林の指定の解除
解除予定の保安林(二件)
土地改良区の設立の適否の決定
土地改良事業の認可(六件)
遊漁規則の変更の認可
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(四件)
土地区画整理法による換地処分

◇正

誤

昭和五十三年四月鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号
中訂正

告 示

鳥取県告示第三百五十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪 一〇二一一	昭和五十三年四月一日
荻原歯科医院	鳥取市弥生町二二三	〃
地原歯科医院 徳尾診療所	鳥取市徳尾瀬戸田三八〇一五	昭和五十三年四月八日
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎二四八一二	昭和五十三年四月十日

鳥取県告示第三百五十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安 字下中坪一〇二一二	全国	昭和五十三年四月一日
荻原歯科医院	鳥取市弥生町二二三	"	"
地原歯科医院 徳尾診療所	鳥取市徳尾瀬戸 田三八〇一五	"	昭和五十三年四月八日
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎二四八一二	"	昭和五十三年四月十日

鳥取県告示第三百五十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
紀 川 純 三	鳥国医第二、二五四号	昭和五十三年三月二十九日
水 本 清	鳥国医第二、二五五号	"
松 本 秀 憲	鳥国医第二、二五六号	"

鳥取県告示第三百六十号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十三年五月二十二日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十四年三月三十一日まで

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

五月二十二日

午前十時から
午後三時まで 境港市 境港市民会館

五月二十三日

" " " " 境港市外江公民館

五月二十四日

" " " " 境港市渡公民館

五月二十五日

" " " " " " 境港市渡公民館

五月二十六日 " " 境港市中浜公民館
 五月二十九日 " " 境港市余子公民館
 五月三十日 午前十時から 午後二時まで 境港市民会館

鳥取県告示第三百六十一号

家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第一項の規定に基づき、農林大臣から昭和五十三年定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日	検査場所	家畜の種類
第一次 五月十九日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
第二次 五月二十日 午前九時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
五月二十日 午後一時から	東伯郡赤碕町出上 鳥取種畜牧場	"
五月二十日 午後三時から	東伯郡赤碕町松谷 鳥取県種畜場	"
五月二十一日 午前九時から	米子市吉岡 西部家畜市場	"
五月二十一日 午後一時から	米子市両三柳 鳥取県中小家畜試験場	"

五月二十一日 午後三時から	五月二十四日 午後三時から	西伯郡西伯町絹屋 鳥取県中小家畜試験場繁殖科
五月二十二日 午前十時から	五月二十五日 午前十時から	日野郡日野町根雨 根雨家畜市場
"	"	"

鳥取県告示第三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
米子市夜見町字砂濱三 三〇九九の一〇、字砂濱四 三一〇〇の一
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第三百六十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ六一二の二、六一三の二、字横掛平六一四の三、六一五の三、六二三の二、六三三の二、六三三の三、六三五の三、六三六の三、六三七の二、字迎ヒ六三八の二、六三九の二、六三九の三、六四一の二、字下モ迎イ平六五四の二、六五六の二、六五六の三、六五七の二、六五九の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百六十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字八葉寺字鍋割、大字小畑字鍋割、八頭郡智頭町大字駒帰字楠波（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課、青谷町役場及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十五号

昭和五十三年二月二十七日付けで米子市福市一二六四伊塚浩ほか十五人の者から申請のあつた日野川左岸土地改良区の設立については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年四月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十六号

河原町から申請のあつた町営土地改良（下曳田地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十七号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（高住地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十八号

関金町から申請のあつた町営土地改良（掘地区農業用排水（シジラケ平水路））事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十九号

福部村から申請のあつた村営土地改良（久志羅地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十号

江府町から申請のあつた町営土地改良（俣野地区農道（沢田農道橋）整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十一号

福部村から申請のあつた村営土地改良（左近地区農地開発）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合 鳥取県倉吉市魚町二五二九番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第二号

三 認可に係る変更の内容

1 遊漁期間の変更

第四条の表中

「 にじます いわな、やまめ を め・にじます 三月一日から九月 三十日まで に改めること。」	「 にじます 四月一日から九月三十日まで 四月一日から八月三十一日まで に改めること。」
--	--

2 遊漁料の額の変更

ア 第七条第一項中「に四百円を付加して得た額」を「の倍額」に改め、同項の表を次のように改めること。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ・こい・に じます・やまめ ・いわな・うぐ い・はえ	さお釣・ たも網	一年間	県内 二、〇〇〇円 県外 五、五〇〇円
		一日限り	県内 一、〇〇〇円 県外 一、五〇〇円

イ 第七条第二項の表を次のように改めること。

区 分	期間	遊漁料
小学生以下の者及び七十歳以上の者 中学生 身体障害者	一年間	無料 五〇〇円 一、〇〇〇円

ウ 第七条第三項中「特別遊漁料」を「遊漁に係る遊漁料」に改め、同項の表を次のように改めること。

遊漁の内容	期間	遊漁料	摘要
あゆ・こい・に じます あゆ川舟漁業 あゆ・こい・ うぐい・はえ 投網漁業	一年間	一人一統とし遊漁証を有する者四人以内 三〇、〇〇〇円 一隻につき 二〇、〇〇〇円 県内 五、〇〇〇円 県外 一、〇〇〇円	さお釣・たも網漁業に併用することができず。

3 その他

所要の規定の整備をすること。

四 変更後の遊漁規則の施行の日
昭和五十三年四月十四日

鳥取県告示第三百七十三号

都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十七号

鳥取都市計画鳥取駅南第二土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十三年四月十三日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和五十三年四月鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号（昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨について）中次の箇所
所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
九	上	終わりから六	54,00	54,000

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】